

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H22.5.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県民生活部	県民安全課	H21.4.1	平成21年度旅券作成関係業務委託	5,447,015	長崎市出島町2番11号 財団法人 長崎県国際交流協会 理事長 高田勇	・旅券作成業務の特殊性(関係法令に係る専門知識及び関連機器の操作)から、これまで、専門知識を有し旅券作成業務に精通している財団法人長崎県国際交流協会との随意契約を実施してきたが、平成21年6月に競争入札を導入し、7月から競争入札による委託業務を開始する予定である。 ・競争入札による委託業務を開始するまでの間(H21.4~6月)については、旅券作成業務に習熟した職員の確保の観点から、随意契約を継続することとする。	第167条の2 第11項 第2号
2	県民生活部	男女参画・県民協働課	H21.4.1	男女共同参画ラジオ・ミニ講座制作放送業務委託	1,260,000	長崎市上町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役 上田 良樹	離島地域を含め県内全域を聴取域に持つAMラジオ局は、県内においては、長崎放送(株)1者のみであるため。	第167条の2 第11項 第2号
3	県民生活部	男女参画・県民協働課	H21.10.16	NPO法人実態調査業務委託	2,467,500	長崎市元船町17番1号 財団法人 ながさき地域政策研究所	NPO法人等の経営強化並びに活動の活性化に寄与することを目的とする。ついては、その活動実態とニーズを把握するための調査を委託するために公募型プロポーザルを実施し、その結果決定した業者に随意契約するものである。	第167条の2 第11項 第2号
4	県民生活部	男女参画・県民協働課	H21.11.1	NPO活動基盤強化業務委託	2,499,000	長崎市元船町17番1号 特定非営利活動法人 世界遺産長崎チャーチトラスト	NPO法人の活動基盤強化のための参考となるしくみを策定する。ついては、その業務を委託するために公募型プロポーザルを実施し、その結果決定した業者に随意契約するものである。	第167条の2 第11項 第2号
5	県民生活部	人権・同和対策課	H21.4.1	人権・同和問題に関する啓発指導業務委託	11,000,000	長崎市上銭座町2-7 部落解放同盟長崎県連合会 委員長 山口 渉	同和問題をはじめとした人権問題の解決等を目的とした各種啓発指導事業を実施するものであり、県民、学校・社会教育関係者、企業・団体職員などを対象とした啓発活動の推進等の業務内容を実施することができるのは当連合会だけである。	第167条の2 第11項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H22.5.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県民生活部	人権・同和対策課	H21.4.1	人権問題等の調査研究並びに啓発等に関する業務委託	6,700,000	長崎市上銭座町2-7 特定非営利活動法人 長崎人権研究所 理事長 藤澤 秀雄	部落問題をはじめとする人権問題に関する資料の収集及び調査研究並びに啓発等に関する事業、研究誌の発行などを実施する事業であり、県内の部落史をはじめとする人権問題の調査研究やフィールドワークの実施など業務遂行に必要な専門研究員の体制を備え、業務内容に精通し、目的を達成できる研究機関は、長崎県内には、当研究所だけである。	第167条の2 第11項 第2号
7	県民生活部	人権・同和対策課	H21.4.1	平成21年度人権啓発活動委託	2,000,000	長崎市桜町2-22 長崎市 長崎市長 田上 富久	この事業は法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第11項 第2号
8	県民生活部	人権・同和対策課	H21.4.1	平成21年度人権啓発活動委託	1,700,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市 佐世保市長 朝永 則男	この事業は法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第11項 第2号
9	県民生活部	人権・同和対策課	H21.8.10	第10回ながさき人権フェスティバル開催運営業務委託	3,255,000	長崎市五島町5番17号 株式会社 一広 代表取締役 池永 秀敏	この事業は人権問題の現状を踏まえた様々な人権課題の解決にむけた取り組みの一環で、催事運営の実績等を要するイベント業者5者による企画コンペを実施し、審査のうえ最適業者を選定した。	第167条の2 第11項 第2号
10	県民生活部	人権・同和対策課	H21.8.11	平成21年度企業内人権啓発推進指導者養成事業委託	1,400,000	長崎市上銭座町2-7 特定非営利活動法人 長崎人権研究所 理事長 藤澤 秀雄	この事業は、企業における男女雇用機会均等やセクハラ、公正な採用選考、同和問題など企業活動を進める上での様々な人権上の課題を解決し、人権尊重の企業づくりを進めるために、企業内においてこれらの人権啓発活動を進める中心的な役割を担う指導者の育成など、企業での自主的な取り組みの拡充を支援することを目的に実施するもので、プログラムの企画やそれに即した講師の選定、確保などについては、人権問題に関する幅広い専門的な知識や講師等のネットワークが必要であり、本事業を進めることができる体制を備えた人権問題に関する専門的研究機関は、県内には、長崎人権研究所以外には存在しないことから、同研究所に対して本事業の委託を行うものである。	第167条の2 第11項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H22.5.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	県民生活部	人権・同和対策課	H21.9.11	平成21年度「同和問題啓発 強調月間」啓発広報業務委託	2,940,000	長崎市桜町8-24 株式会社 プラネット 代表取締役 納富 司	この事業は人権問題の現状を踏まえた様々な人権課題の解決にむけた取り組みの一環で、効果的な啓発広報が必要となることから広告代理店5者による企画コンペを実施し、審査のうえ最適業者を選定した。	第167条の2 第11項 第2号
12	県民生活部	生活衛生課	H21.4.1	犬捕獲抑留等業務委託	41,052,914	大村市西三城町51番地 有限会社 長崎県畜犬愛護指導協会の 代表取締役 深田良隆	狂犬病予防法違反犬の捕獲、抑留、殺処分、焼却後の骨灰の処理など、公衆衛生業務の一つとして欠くことのできない業務だが、咬傷事故や感染症の罹患の恐れがあることから、一般に敬遠される業務であり、かつ、一定の技術・経験が不可欠な業務であるため、本業者以外に県内で業務を遂行できる者がいないため。また、動物の適正飼養管理業務も含まれており、遂行にはより専門性が求められている。	第167条の2 第11項 第2号
13	県民生活部	生活衛生課	H21.8.10	平成21年度油症被害者骨密度測定検査及び心電図検査 業務委託契約	5,500円/ 人 (単価契約)	諫早市多良見町化屋986-3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 蔭本 恭	測定機材を積んだ検診車と検査技師をセットで借り上げて、検診会場で骨密度検査及び心電図検査を実施できる業者は、県内では(財)長崎県健康事業団のみであるため。	第167条の2 第11項 第2号
14	県民生活部	生活衛生課	H21.8.11	カネミ油症被害者の血液検査 業務委託事業	18,540円/ 件 (単価契約)	東京都立川市曙町2丁目41番 地19号 株式会社エスアールエル	油症検診は厚生労働省科学研究費補助金により研究代表者である全国油症治療研究班長が各自治体に業務を委託し実施されており、その検査結果は油症被害者の治療研究の基礎資料であり、統計的なデータ分析が行われている。 委託者である全国油症治療研究班長から、検査業者について、受診者数が当県と並んで最も多い福岡県と同じ業者((株)エスアールエル)で検査するよう指示があっているため1者による随意契約とする。	第167条の2 第11項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H22.5.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	県民生活部	生活衛生課	H21.8.12	残留農薬検査業務委託契約	59,800円 / 検体 (単価契約)	西彼杵郡長与町高田郷3640-3 社団法人長崎県食品衛生協会 会長 徳永清隆	この事業の目的は県民の食品に対する不安感を払拭し、安全確保を図ることであるが、高度な理化学検査である食品の残留農薬検査は行政処分が伴うため、検査の信頼性が確保される食品衛生法第33条の基準を満たす登録検査機関でなければならない。加えて、検査の効率、有効性、陽性事例対応などを考慮した場合、極力検体搬入から検査結果判明までの時間を短縮しなければならず、(社)長崎県食品衛生協会が県内唯一の登録検査機関であるため。	第167条の2 第1項 第2号
16	県民生活部	生活衛生課	H21.11.4	県有墓地内ガードパイプ設置及び通路補修に関する事務委託	3,014,550	長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社	当課には土木技術職員がおらず、工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、事務処理等を土木担当課が直接実施する場合と同等の内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とした、公益法人である土地開発公社と随意契約を行ったものである。	第167条の2 第1項 第2号
17	県民生活部	生活衛生課	H21.11.26	油症の治療等に関する研究委託事業	1,150,000	長崎市坂本1-7-1 長崎油症研究班 班長代理 清水 和宏	本委託契約は、油症の治療等に関する専門的な調査研究に係る委託業務であり、実施にあたっては、油症に関しての医学的、疫学的専門知識を必要としている。 長崎油症研究班は長崎大学医学部・歯学部附属病院を中心とした医師らで組織され、油症の診断及び治療に関して油症発生当時から研究を進めており、その成果は関係方面から高く評価されている。 また、県内において、長崎油症研究班以外に油症に関する研究は行われていない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
18	県民生活部	食品安全・消費生活課	H21.4.1	県北地域消費者保護行政推進事業委託料	1,312,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	県北の中核都市である佐世保市は、市独自でも消費者保護行政に尽力しており、県食品安全・消費生活課(県消費生活センター)から遠隔の地にある県北地域全域の消費者に対して、苦情相談業務や消費者啓発事業の迅速、適切な対応が期待できる。また、同市は県北地域において、消費者相談窓口である「消費生活センター」を設置し、消費生活専門員を配置する唯一の団体であるため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H22.5.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県民生活部	食品安全・消費生活課 (計量検定所)	H21.4.1	特定計量器検査等業務委託	12,649,000	長崎市銭座町3-3 社団法人 長崎県計量協会 会長 安中 力三	社団法人 長崎県計量協会が、当該業務を委託できる本県で唯一の指定定期検査(計量証明検査)機関であるため。	第167条の2 第1項 第2号
20	県民生活部	食品安全・消費生活課	H21.10.22	平成21年度長崎県消費生活相談員養成事業業務委託	6,918,417	東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内 社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 山上 紀美子	本業務委託は県が市町の要望を取りまとめたうえで、消費生活相談を担える人材を養成できる法人に実務的な研修の委託を実施することにより、計画的かつ集中的に消費生活相談窓口で相談等に従事する者の養成や実務能力の向上を図るものである。なお、本事業は、国交付金事業であり、法人への委託を実施条件とされている。消費生活相談を担える人材を養成できる法人を選定するため、プロポーザルを実施し、1者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号